

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 7 日

居宅介護支援事業所
管理者 各位

東久留米市福祉保健部介護福祉課

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて実施する
介護予防支援に係る留意事項について

平素より、本市の介護保険制度の運営にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

今般、介護保険法改正により、令和 6 年 4 月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を実施できるようになります。このことについて特にご留意いただきたい点を下記のようにお知らせします。

なお、本事務連絡の内容は、発出日現在のものであるため、今後厚生労働省からの通知等により、取扱いに変更が生じる可能性がありますことをご承知おきください。

記

1. 「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」について

要支援者のケアプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定事業所として実施できるのは「介護予防支援」のみです。「介護予防ケアマネジメント」については、従前のとおり、地域包括支援センターから委託を受けて実施してください。

なお、介護予防支援の指定を受けずに、「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」について、地域包括支援センターから委託を受けて実施することは可能です(従前のとおりです)。また、介護予防支援の指定を受けた場合でも、「介護予防支援」の委託を受けることは可能です。

2. サービス提供の対象者について

指定を受けた市区町村の被保険者である要支援者の介護予防支援のみ提供することができます。指定を受けてない市区町村の被保険者に介護予防支援を提供する場合は、当該市区町村の指定を受けるか、当該市区町村の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける必要があります。なお、住所地特例対象者である利用者についてはこの限

りではありません。施設所在地の保険者が指定する事業所が介護予防支援を提供することができます。

3. 「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」及び「東久留米市介護認定における閲覧等請求書」について

指定介護予防支援事業所として新規に利用者を担当する場合、新たに重要事項の説明や契約等を行う必要があります。「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」のうち、「介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する事業所」には、地域包括支援センターではなく指定介護予防支援事業所名を記載し、介護福祉課に提出してください。利用者が提出する場合同様の説明を行ってください。

また、指定介護予防支援事業者として契約をしている利用者の開示請求については、「東久留米市介護認定における閲覧等請求書」を用いて、地域包括支援センターではなく、指定介護予防支援事業者が請求してください。

4. サービス提供拒否の禁止について

居宅介護支援と同様に、介護予防支援についてもサービス提供拒否の禁止が規定されています。そのため、指定介護予防支援事業者として指定を受けた場合、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない点にご留意ください。

東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係
担 当 小向・櫻井
住 所 〒203-8555
東京都東久留米市本町3丁目3番1号
F A X 042-470-7808
E-mail kaigofukushi@city.higashikrume.lg.jp